

第6回教育委員会定例会会議録

令和6年6月25日（火）

場 所：第四会議室

出席委員	教 育 長	雨 宮 和 人
	教育長職務代理者	操 木 豊
	委 員	大 野 孝 儀
	委 員	佐 藤 有 里
	委 員	篠 原 朋 子

出席職員	教 育 部 長	橋 本 祐 幸
	教 育 総 務 課 長	津 田 智 宏
	教 育 施 設 担 当 課 長	島 崎 健 司
	教 育 指 導 支 援 課 長	荒 西 岳 広
	指導担当課長兼総合教育センター所長	小 島 章 宏
	生 涯 学 習 課 長	井 田 隆 太
	食育推進・給食ステーション所長	土 方 勇
	公 民 館 長	清 水 周
	図 書 館 長	氏 原 恵 美
	指 導 主 事	小 柳 津 章 文
	指 導 主 事	金 井 麻 衣 子

国立市教育委員会

付 議 案 件

区 分	件 名	
	教育長報告	
報 告 事 項	1) 令和6年国立市議会第2回定例会について	口 頭 説 明
陳 情 第 1 号	国立市文化芸術推進会議への諮問に関する陳情	
報 告 事 項	2) 令和5年度児童・生徒の暴力行為・いじめ問題・不登校等に関する調査の結果について	
	3) 令和5年度学校給食費決算報告について	
	4) 市教委名義使用について（9件）	
	5) 要望書について（3件）	
議案第36号	国立市学校給食運営審議会委員の委嘱について	秘 密 会
議案第37号	臨時代理事項の報告及び承認について （教育委員会職員の人事異動について）	秘 密 会

○【雨宮教育長】 皆様、こんにちは。先ほど午後から始まりました総合教育会議に引き続き、大変お疲れさまでございます。学校を見てみますと、大きな行事もほぼ終了して、一学期も残り 1 か月といった状況でございます。

先週、稲作体験学習、田植えを行われる予定だったのですが、降雨で延期ということで今週の金曜日となっていますけれども、若干今の予報ですと、また天候がとても気になるなというところです。ぜひ児童の皆さんには田んぼの中に足を入れて、その感触というのですかね、感覚を味わってほしいなと思っていると。てるてる坊主でもつるさげたほうがよさそうですね。

それから、昨日最高気温が 33 度超えということで、多分今日多摩地域辺りは熱帯夜だったのではないかなと、今年初めての熱帯夜だったのかなと思っています。皆さん、健康にはご留意いただいて、審査にご精励いただければと思います。

それでは、これから令和 6 年第 6 回教育委員会定例会を開催いたします。ここで教育部長より発言を求められておりますので、これを許します。

橋本教育部長、お願いいたします。

○【橋本教育部長】 本日の教育委員会でございますが、金井指導主事が他の公務がありまして、欠席しております。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 了解いたしました。それでは、本日の会議録署名委員を佐藤委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【佐藤委員】 はい。

○【雨宮教育長】 よろしくをお願いいたします。

それでは、審議に入りますけれども、本日の審議案件のうち、議案第 36 号「国立市立学校給食運営審議会委員の委嘱について」及び議案第 37 号「臨時代理事項の報告及び承認について（教育委員会職員の人事異動について）」は、いずれも人事案件ですので秘密会といたしますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【雨宮教育長】 では、そのように取り扱わせていただきます。



○議題（１） 教育長報告

○【雨宮教育長】 それでは、審議に入ります。最初に教育長を申し上げます。

5 月 28 日、第 5 回定例教育委員会を開催いたしました。

29 日、市教委訪問で三小を訪問いたしました。今年度最初の市教委訪問でした。

同日、社会教育委員の会を開催いたしました。

30 日、国立市租税教育推進協議会を国立市役所で開催いたしました。

31 日、関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会が茨城県の新河市で開催をされ、操木委員と大野委員に出席をしていただきました。お疲れさまでございました。

6 月 1 日、第一中学校で体育大会、第三学校で体育祭が開催されました。

5 日、小学校日光移動教室。この日から 7 日にかけて、第三小学校、第四小学校、第七小学校が行ってまいりました。

同日、文化財保護審議会を開催いたしました。

6日、この日から今月の26日にかけて国立市議会第二回定例会が開催をされております。明日が最終日となります。

7日、劇団四季による「心の劇場」が開催され、第一小学校、第二小学校、第五小学校、第六小学校、第八小学校の児童の皆さんが調布グリーンホールで観劇をまいりました。実は私も招待を頂きまして、初めて見させていただいたところです。題目は「ガンバの大冒険」ということで、きっと子どもたちの心にはいろいろな刺激があったのではないかなと思います。音楽鑑賞教室があったり、邦楽鑑賞教室があったり、この「心の劇場」ということで、本物というのですかね、そういうのに直に触れる機会はとても児童にとっていい機会だなと思ったところでございます。

8日、第二中学校で運動会が開催されました。

11日、校長会を開催いたしました。

また、この日から第三中学校でMYHA³RUカフェということで、4日間生徒会が主催をして、カフェを開催しております。延べで報告を受けているところでは、540人くらいの生徒が参加をしたということで、大変盛況であったということです。1日、私も実はお邪魔をして、お茶をご馳走になってきました。また、中学生とも少しお話をさせていただいたりしました。

同日から瑞穂農芸高校とイタリアンシェフのコラボ給食が12日までの2日間、食育推進・給食ステーションによって提供されております。第三小学校のほうに職員あるいは高等学校の生徒さん、シェフの方も訪問して一緒にその時間を共有したと聞いております。こちらにつきましては、J：COMの地元トピックスという番組の中で、6月22日から28日で放映をされておりますので、ぜひ見る機会がございましたら、御覧になっていただければと思います。

同日、公民会運営審議会を開催いたしました。

12日、この日から第一小学校、第二小学校、第五小学校、第六小学校が14日にかけて日光移動教室に行っております。

15日、地域型総合スポーツクラブのくにたちエールの総会が総合体育館の会議室で開催され、参加をまいりました。

17日、総務文教委員会が開催されました。

18日、この日から市内の小学校で、最後、第八小学校が20日にかけて日光移動教室に行っておりました。

19日、市教委訪問で第一小学校を訪問してまいりました。

20日、副校長会を開催いたしました。

同日、スポーツ推進委員会を開催いたしました。

また、同日、学校給食運営審議会を開催いたしました。

22日、この日は第四小学校で道徳授業地区公開講座を開催いたしました。

教育長報告は以上でございます。ここで事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 ここで国立市第二小学校の児童を乗せた委託バスが事故を起こしたということがございましたので、それについてご報告を申し上げます。

発生日時ですけれども、令和6年6月17日月曜日午前8時40分頃。国立第二小学校の第5学年を乗せた委託バスが、児童を乗せた後に郵政研修センターから出発する際、守衛管理棟の屋根部分とバスの中央

付近左側が接触をし、ガラスが割れて、その破片により児童4名が切り傷を負ったという事故がございました。

養護教諭がその場に駆けつけまして、傷の状態を確認し、絆創膏を貼るなどの処置をしたところでございます。そのうち1名は耳に破片が入っている可能性があるということで、耳鼻科を受診しましたが、特に異常は見られず、その4名、翌日の学校は登校してございます。

ここでバス会社から顛末書の提出がございましたので、教育委員会ができる再発防止策をしっかりと議論した後に郵政研修センター、それから学校にも改めて報告をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。津田教育総務課長、お願いいたします。

○【津田教育総務課長】 第5回定例教育委員会開催後に、市内の公立小中学校において、1学級が学級閉鎖となりました。その状況を報告いたします。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ただいまの私の報告、それから事務局の報告も含めまして、ご意見、ご感想などございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 最初に、バスの件は後で言おうと思うのですが、どこまでおっしゃられるのかどうか分からないのですが、もう少しどういう、例えばインフルエンザだとか何だとか、その辺の説明というのはしていただけるのでしょうか、学級閉鎖になった点について。

○【雨宮教育長】 では、津田教育総務課長、お願いいたします。

○【津田教育総務課長】 ある学級においてなのですけど、嘔吐の方が何人かいらっしゃったというところと、早退の方もあったということで学級閉鎖に至ったと状況は聞いております。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【大野委員】 はい。続いて。

○【雨宮教育長】 大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 今日聞いた話なので状況は分からないのですが、バスの事故というのはとても大きな事故だと思います。大事に至らないというか、けがの面ではそうだったのかもしれないのですが、二度と起こしてはいけない事故だと思いますし、今現在のそのけがをした児童のケア。それは心のケアも含めて。あと今後の学校は保護者に対して、多分もうすぐバス旅行もあるでしょうし、その辺の保護者への対応というのは、現在、もしその辺の対応策があれば教えてください。

○【雨宮教育長】 それでは、二小のバスの事故のその後のところで、今日現在で報告できるということでございます。

荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 学校側からの報告によりますと、けがのほうとかは特段の後遺症等見られることはないということでございます。心のケアということで、けがした以外のお子さんも含めて、何か変わったことがあったらいつでも学校に相談してくださいという形で案内がなされているということでございます。

それから、これからの説明等なのですが、ここで今、教育委員会のほうでさまざま再発防止策等を検討してまとめておりますので、これについて今度7月8日に大きな宿泊行事の保護者会が、また5年

生のところであるということですので、それまでにしっかりと報告できるような形はとっていきたいと考えております。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。大野委員、どうぞ。

○【大野委員】 いろいろ想像すると、もしかしたらバスに乗ることが怖いというお子さんも出てくる可能性もあるので、その辺も含めて、大したことがなかったのだから行くべきだとか、そういうことではなくて、その子の気持ちというのをよくはかって、そして場合によっては仮にバスに乗るのが怖いということがあったら、十分そのバックアップということをしていただきたいな。そこまで考えてほしいな。要するにけが、そういう事故に遭ったお子さんたちの心のケアというのは、もしかしたら重大なことになるということも、全然これ大袈裟ではなく、考えていってほしいなということを要望します。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

○【佐藤委員】 学校訪問で三小や一小に行かせていただきました。6年生の授業で、図工で木工に取り組んでいるクラスを見せていただいたときに、本当に自然に協力して作業をしていたりとか、困っている友だちがいたら、何も言わずに助けてくれていたりとか、お友だちのアイデアをすごくいいねと自然な形で言い合っている様子を見て、すてきなクラスだなという印象を持ちました。

その学校全体が、低学年、中学年合わせて落ち着いて学んでいるなと思いましたので、高学年の姿というのは学校に現れるのだなと思いました。

体育祭で三中に行きました。4月、5月の短い時間でクラス替えがあつて、新しいスタートでクラスづくりや先生との関係も作っていき、大変なところもあったのではないかなと思いました、クラスの団結も見せていただいたり、1人1人の担当になっている道具係だったり、点数係も一生懸命やっているなと思いました。先生方の役割も多かったのもう少し中学生がやれることもあるのかもしれないなとも思いましたが、先生と生徒の距離もすごく縮まった行事になったのではないかなと感じました。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 私はまず学校訪問ですね。三小と一小に行かせていただいたのですが、たまたまどちらの学校も学校長が新しく代わった学校。前任者からしっかりと引継ぎがされているなということと、そこにまた新しい考え方というか、風というか、そんなのも取り入れて、新年度の学校経営、学校運営がスタートしているなということを感じました。

また、そのことに対して、地域の皆さん方のサポート体制もしていただいているという、そんなお話もたくさん聞きまして、学校長が代わるということが、1つのまたいろいろな意味でも、意味もある、ということかなと思いました。あまり短期間に代わるのもどうかと思いますけど、ある程度の時期が来たとき代わって、新しい風も加えていくことはこれも大事だなと、そんなことを肌で感じました。それが1点目です。

2点目は、小中学校の運動会とか、体育祭とかお邪魔したのですが、私は中学生の1年生のいかだ流しという競技を見て、1年生が本当にクラスとしてのまとまりがすごかったことと、それから何かその子たちが卒業する場面を、小学校を卒業する場面を見て、それが残っていましたので、こんなにたくましく中学生になったのだなという、その迫力、力強さ、たくましさを感じました。

それから、中学校は今、こういう時期ですので、暑くなってきて、テントを生徒のほうに準備していて、昔は中学生、中学校にもテントはなかったのですが、来賓席くらいのテントしかなかったけれども、今はテントも必要なのだなと思ひまして、そういった配慮もできるだけやれることはやるという、そういう考え方も感銘いたしました。

あと、ちょっと気になったというか、後で聞いてみようと思うのですが、中学校男子の 1500 メートルで教員が参加したのですよね。教員が参加して、よくあるのですよね、要するに苦手な子とかについてサポートしてあげたりとか、励ましてあげたりとか。その教員がスタートしたら、トップでぱっと出て行ったのでペースメーカーかなと思っていたら、ぐんぐんぐんぐんスピードを出して、最終的にはトップでゴールして、周回遅れも作っていたので、これはどういう目的でやったのかなとちょっと不思議に思ったので、また後で該当の校長先生にお聞きしたいなと、そんなことを思いました。

それから、3 つ目ですけれども、先ほど教育長の報告の中にありましたけど、小学校の日光移動教室が全て終わったということで、何か行っているときかなんかに奥日光のほうで熊が出たというニュースがあったので心配もしていたのですが、無事に終わったということで安心していますけれども、何か日光移動教室のことで様子とか、報告とか、何かありましたら教えていただきたいなと思います。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。では、日光の移動教室で何か教育委員会のほうに各学校から報告があったことはございますか。

荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 今回大きな事故等はなかったのですが、やっぱり体調が悪くなってということで、途中で帰るようになったであるとか、別動で帰って来るという、そういったお子さんたちはいらっしやったということでございます。

現地で大きなトラブルといいますが、そういったものはないということでございます。また、配慮が必要なお子さんとかも様々工夫しながら参加していたこともありまして、そのメニューはどこで参加するか参加しないというのをチョイスしながら、みんなとできる限り一緒に日光移動教室を体験できるようにという各学校の配慮があったということでございます。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【操木委員】 ありがとうございます。

○【雨宮教育長】 では、篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 私も学校訪問で三小と一小に伺いました。重複することは省略させていただきます。

やはりそれぞれの学校が新たな視点で、また重点目標を持って取り組んでいらっしやることがよく分かって、あと新しい先生が着任されていることで、学校の雰囲気なども変わっている。校長先生だけではなくて担任の先生も含めて。それがいい方向に移っていることもありまして、いい形でこれからも進んでいってほしいということを感じました。

運動会、体育祭ですね、こちらも幾つか拝見しました。印象に残っていたのは、リレーのときのアナウンスの中継ぶりが上手でびっくりしました。中学生がその状況を見ながら生徒たちがどう走っているのか、「赤と青が接戦です」とか、「どちらがゴールに入るでしょうか」みたいなことを本当に今どきのお子さんたちはこういうことも上手なのだということを改めて聞いていてびっくりいたしました。

あと、最後に、教育長のお話のあった三中のMYHA³R Uカフェですか、校内居場所カフェが 542 人も

参加されたということで、これはすごくすてきなことだなと思いました。たしか三中の生徒さんがこれをやりたいということで、学校のほうもやってみようとして企画されたことだと聞いていますけれども、決まった行事だけではなくて、こういう形で生徒さんたちが自分たちでやってみたいことを実現してみる。その中でいろいろなことが学べる機会もあったのではないかと思います。

ちょっと実際に伺えなくて残念だったのですが、またチャンスがあったら、ぜひ伺いたいなと思っております。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。では、皆様からご意見、ご感想などを頂きましたので、次に参りたいと思います。



○議題（２） 報告事項１） 令和６年国立市議会第２回定例会について

○【雨宮教育長】 次に、報告事項１「令和６年国立市議会第２回定例会について」に移ります。

橋本教育部長、お願いいたします。

○【橋本教育部長】 それでは、令和６年国立市議会第２回定例会について、ご報告申し上げます。

本定例会は、令和６年６月６日から２１日間の会期で開催されております。議事日程の内容ですが、議会の初日の本会議では、公益財団法人国立文化スポーツ振興財団の経営状況についてを含む報告４件。教育費を含む令和６年度一般会計補正予算案等、市長提出議案１２件及び陳情８件が提出され、一部の即決案件を除いて各常任委員会にそれぞれ付託されました。

６月１０日から１３日までの４日間は、一般質問が行われました。２０名の議員が一般質問を行い、このうち１５名の議員から教育に関わる質問がございました。

こぶしの木、上村議員より、フルインクルーシブ教育施策について。六小の取組、東大との協定、今後の取組に関して。二小の樹木保存プロジェクトについて。新しい議会、石井議員より、誰一人取り残さない公教育について。ウィキペディアタウンのイベントについて。カムカムキッチンの活用状況はどうか。みらいのくにたち、望月議員より、学校遊具のインクルーシブ遊具導入について。市内教育機関との連携について。公明党、山口議員より、学校現場における平和教育の実情。インターバル速歩について。社民・ネット・風、古濱議員より、フルインクルーシブ教育の推進について。作業療法士の活用について。学校に行かない、行けない子どもたちについて。学校施設の断熱改修について。第二小学校の樹木について。香害について。新しい議会、藤江議員より、部活動について。社民・ネット・風、藤田議員より、公民館のトイレ洋式化について。社民・ネット・風、中谷議員より、学校給食地場野菜納入に向けた課題と方策について。社民・ネット・風、関口議員より、ＧＩＧＡスクールの個人情報の取り扱いについて。自由民主党、青木議員より、食育推進・給食ステーションカムカムキッチンについて。児童生徒の評判、地場産品の使用状況、イベントへのお弁当の配食に関して。自由民主党、遠藤議員より、学校の管理樹木について。インクルーシブ教育について。取組状況、教育現場の負担軽減に関して。公明党、青木議員より、小中学校における歯科健診の状況について。日本維新の会、中川議員より、公民館、図書館施設の更新について。通信教育カフェをはじめとするリカレント教育について。フルインクルーシブ及びインクルーシブ教育について。図書館での日本国際博覧会のＰＲ取組について。自由民主党、大谷議員より、給食費について。徴収方法と負担、給食が配給されない現状、給食費が払えない貧困世帯への対応、無償化の検討と財政負担に関して。通学路に横断歩道は設置されたか。自由民主党、石井議員より、学校給食の地場野菜使用率向上について。

以上の質問がございました。6月17日に総務文教委員会が、18日に建設環境委員会が、19日に福祉保健委員会が開催され、本会議からの付託案件が審査されました。

教育委員会関係では、総務文教委員会で、教育費補正予算案を含む令和6年度一般会計補正予算第1号案が審査され、可決となりました。

6月26日に最終本会議の開催が予定されております。

以上、令和6年国立市議会第2回定例会の報告でございます。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に参りたいと思います。



○議題（3） 陳情第1号 国立市文化芸術推進会議への諮問に関する陳情

○【雨宮教育長】 陳情第1号「国立市文化芸術推進会議への諮問に関する陳情」を議題といたします。陳情者より趣旨説明をしたいとの申出でがございますけれども、これを受けることにご異議ございませんでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。では、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、陳情者の方から趣旨説明をお願いいたします。なお、説明はなるべく簡潔にしていいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○【陳情者】 着座にて失礼いたします。陳情者の間瀬英一郎と申します。教育委員の皆様、本日は貴重な時間を頂戴し、ありがとうございます。簡潔にということではございますが、ちょっと重要なことだと思っていますので、ややお時間を頂くことになるかと思いますが、あらかじめご承知おきください。

早速、陳情書を読み上げてまいりたいところですが、本件を巡る最新の状況を踏まえまして、少し枕をお話しさせてください。

今回、私が陳情しましたのは、大きく2点事由がございます。1つは、国立市文化芸術条例に定められているとおりに、教育委員会から文化芸術推進会議に諮問を出して頂きたいことです。推進会議が設置された2018年に一度だけ諮問を出したきり、その後一切出ていないことを問題視しております。もしかすると、こういうことを言われる方がいるかもしれません。諮問が出ていなくても審議はできるのではないかと。残念ながらできません。なぜなら諮問が出ない場合は、もとより調査、審議の必要性はないと判断され、年2回ほどしか会議が開かれないからです。文化芸術の推進に関する重要事項を調査、審議する十分な時間が与えられないのです。半年に一度集まるだけでは、担当課からの近況報告と委員へのご意見伺う程度しかできません。ですから、諮問がなくても審議はできるだろうという理屈は、審議時間のことを端から考慮に入れていない点で的外れです。

したがって、教育委員会にはきちんと諮問を出していただき、文化芸術推進会議に十分に審議する時間を与えていただきたいのです。このまま諮問を出さない状況が続けば、代償として国立市における文化芸術の推進が、スピードにおいてもクオリティにおいてもダウンすることに直結します。せっかく選りすぐって招集した推進会議の専門委員の方々の有益な知見も生かされず、宝の持ち腐れになってしまいます。そのことを胸に置いて、教育委員の皆様には諮問を出すようご理解いただけたらと思います。

陳情した2つ目の事由は、国立市の文化芸術の推進に関する重要事項として、文化芸術情報の一元的な発信方法の検討という課題が存在することを教育委員の皆様を知っていただきたいからです。先ほどお話

した諮問に関していえば、実際のところ、何を諮問すればよいのか、どんな重要事項があるのか、教育委員の皆様も分からず、お知りになりたいところでしょう。本来であれば、諮問に値する重要事項は、担当課である生涯学習課から皆様に上程してお伝えするべきところでしょうが、今日は私がこの場を借りてお伝えしたいと思います。

ところで、その重要事項である文化芸術情報の一元的な発信方法の検討に関しては、ちょうど新しいトピックがあります。私がこの陳情書を教育総務課に提出した直後の6月11日、偶然か故意かは分かりませんが、突如として生涯学習課が国立市の生涯学習事業に関する情報を発信することを目的とした公式インスタグラムを開始しました。生涯学習事業に関する情報というのは、社会体育、社会教育、文化財、そして文化芸術に関する情報が含まれます。

私は、実際にこの国立市生涯学習Instagramにアクセスしてみました。そして、落胆しました。もしこれが文化芸術情報、あるいはもっと広く生涯学習情報の一元的な発信方法にふさわしい方法だと思て取り組んでいるならば、大きくずれていると思いました。

一元的な発信方法について十分な検討をしないまま、言い換えれば、推進会議のような専門家の知見を介した調査審議を経ないまま、ジャストアイデアで計画性なく、見切り発車で始めたものだと感じました。

情報発信をやっているという間に合わせのポーズやアリバイにはなるかもしれませんが、本質的な効果、すなわち多数の人々に情報が届き、そして届いて終わりではなく、例えばイベントであれば、実際に足を運ぶ、参加するといった効果を期待できるものにはなっておりませんでした。

このInstagramの登録者は、今日現在市の職員や私が告知してフォローした知人たちを含め約30名ほどです。そのために担当職員を置き、業務時間を割き、多めに給料を払って投稿していることを思うと、後ほど改めて引用しますが、推進会議の前副議長である一橋大学の足羽與志子先生が会議の中でおっしゃっていた、ここは足羽先生の言葉ですが、「戦略的にやっていかないと、時間もお金も人もすごくもったいない」。そうおっしゃっていましたが、その言葉どおりであると痛感するばかりです。

市の職員の名誉のためにも、Instagramが100%駄目だと言いたいわけではありません。一元的な情報発信を支える部分、枝葉としては有用だと思います。しかしながら一元的な情報発信の主軸、一丁目一番地にはなり得ません。したがって、やはり文化芸術情報の一元的な発信方法の検討について、教育委員会から推進会議に諮問を出し、適切な発信方法、効率的な運用体制、将来の展望などを織り込んだ方策について調査審議する必要があります。

少々枕が長くなってしまいましたが、今日のこの陳情は教育委員会の議事録に残るということで、丁寧に話しさせていただく次第です。

それでは、ここから陳情書を読み上げる形で先を進めてまいります。お手元に陳情書があるかと思いますので、見ながらぜひお願いいたします。

国立市文化芸術推進会議への諮問に関する陳情。陳情に至る背景。陳情者は、前回の教育委員会定例会（令和6年5月28日開催）において「国立市文化芸術推進会議への諮問に関する要望」という要望書を提出し、当日傍聴を行った。定例会では、臨席の生涯学習課長より要望書に関する説明（要望に対する課の見解を含む）が行われた後、2名の教育委員よりコメントがあった。その中で、要望事項（1）「長年差し置かれている『教育委員会の諮問に応じ、文化芸術施策の推進について調査審議し、答申する』という国立市文化芸術条例の規定の実現（教育委員会の諮問）を要望する」に関して、教育委員会が国立市文化芸術推進会議に対して、今期を含めて長年にわたり諮問を行わない正当かつ論理的な理由が提示されないまま、要望の趣意（教育委員会の諮問）が認められなかったことに疑義を呈し、陳情するものである。

次に、陳情者について。はじめに、陳情者と国立市文化芸術推進会議（以下「推進会議」という。）との関係を述べる。陳情者は、国立市の文化芸術施策に関心を有し、推進会議の設置以前よりパブリックコメントを提出し、推進会議の設置後（平成30年以降）は都合が許す限り推進会議を傍聴してきた者です。前々回の教育委員会定例会（令和6年4月23日開催）において推進会議の委員の1人として委嘱され、令和6年5月1日から令和8年4月30日までその任期を務める予定である。また、これまでに国立市の社会教育委員や公民館運営審議会委員を務め、各会議において、教育委員会の諮問や公民館館長の諮問を受けて、調査審議を行い、答申を作成して提出してきた経験がある。

陳情の趣旨。さて、推進会議とは何か。基本のことです、これは。国立市文化芸術条例第8条1項によれば、推進会議は「文化芸術施策の推進に関する重要事項を審議する」ための合議制の附属機関（法律または条例に基づき設置するもの）である。したがって、審議の対象は「文化芸術施策の推進に関する重要事項」である。

次に、諮問とは何か。国立市文書管理規程第4条によれば、諮問は「一定の機関に対して、法令上定められた事項についての意見を求めるもの」と定義されている。国立市文化芸術条例第8条2項にある「教育委員会の諮問」に適用した場合、その意味は「教育委員会が推進会議に対し、文化芸術施策の推進に関する重要事項について意見を求めるもの」と解される。「文化芸術施策の推進に関する重要事項」とは先ほど申し上げましたとおり、国立市文化芸術条例第8条1項に定め記されている表現である。

参考までに、国立市文化芸術条例第8条1項と2条の条文を載せる。なお「審議」という語が用いられるのは条例全体を通して下記2つの条項のみであり、他の条項に審議に関する規定はございません。これは調査審議ということが重要だからということをご認めたく、書いたものです。

第8条、文化芸術施策の推進に関する重要事項を審議するため、法第37条の規定に基づき、国立市文化芸術推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2項、推進会議は、教育委員会の諮問に応じ、文化芸術施策の推進について調査審議し、答申する。

以上を踏まえると、文化芸術施策の推進に関する重要事項が存在する場合、教育委員会が推進会議に対し、文化芸術の推進に関する重要事項についての意見を求め、それを受けて推進会議は当該の重要事項について調査審議し、答申する（答申というのは「諮問に対して意見を答えるもの」と国立市文書管理規程で定義されています）という機関設計になっていることが理解できる。

すなわち、教育委員会の諮問が基点となって、はじめて推進会議はその本来的な役割・務めを十全に果たすことができるといえる。そして、推進会議が重要事項を調査審議し、答申するためには、それにふさわしい期間と会議回数が求められる。これは本意ではありませんが、今現状のことを踏まえて、今、できることは何かということで書かせていただいたかぎり括弧でございしますが、「（予算措置が難しい場合は、前回の要望書のとおり、委員報酬の生じない分科会を設置し、各委員の任意協力の下で行う工夫が考えられる）」。

それでは、目下、教育委員会の諮問に値する文化芸術施策の推進に関する重要事項は存在するのか。陳情者は少なくとも1つ存在すると認識している。その認識を教育委員の皆様と共有することが本陳情の要点である。少なくとも1つ存在すると認識している重要事項とは、先ほども言いましたが、「文化芸術情報の一元的な発信方法の検討」である。この「文化芸術情報の一元的な発信方法の検討」という表現は国立市文化芸術推進基本計画に記されている用語でありまして、私個人の用語ではございません。

陳情者が「文化芸術情報の一元的な発信方法の検討」を重要事項であると認識していることは、単なる主観や個人的な見解によるものでもありません。これまで推進会議を傍聴し、公開されている議事要旨を

ひもとく経験を有していれば、第三者が客観的に共有できる認識である。そこでその経験の一端を教育委員の皆様にも有していただくため、第16回推進会議の議事要旨を本書に別添する形で引用、口述することで、すみません、また見ていただきたいのは、参考資料としてつけました、こちらA4で1枚。推進会議の議事要旨ページ10から11となっておるものがございます。これを全て読むと大変ですので、下線を引いておりますので、その下線部分だけを読ませていただきます。

第16回国立市文化芸術推進会議議事要旨引用。足羽副議長の発言でございます。こちらは学識経験者枠、一橋大学の名誉教授の方でございます。「毎年、毎回いつているのは、前回の会で福間先生」、これは福間健二委員でありまして、文化芸術関係者枠で詩人、映画監督の方でございます。その「前回の会で福間先生も何度もおっしゃっていましたが、今日、じゃ、国立でどんなアーツ関係」、アートですね、アート関係、「カルチャー関係、どんなイベントがあるの、今週、何があるのというのが、市が主催しているだけじゃなくて、外部」、これは民間のことですね。「外部の者から全てパッとその日に分かるみたいな情報のサイトをなぜつくらないんですか」。「そういったものがまだできていないのですね」。「本当に具体的にそうやってつなげたものを早くつくってくださいねというのはずっと前から言っていて」、「これ、すごい簡単なことで、戦略的にやっていかないと、時間もお金も人もすごいもったいなくて」、「スピードアップして、これだけは、もう本当にこんな簡単なことがなかなかできないというのはわけが分からないんですけど」。「要はそういったネットワーク的なもの、今日見たらどんなアーツとか、何かありますよというのはつくるつもりは今のところないんですか」。「そこで見て、そういうのがすぐわかるというの、今、どんなサイトでも何でもいいんですけど、拠点づくりという前にそういうもの、デジタルなデバイスの上に、それを見たらすぐ分かるというのが、もうすぐにできるはずなんですけど、それはできていないですね、もう何年も。」

それで、事務局のお返事です。「そうですね。我々としても課題というところは感じていまして、ただ正直、手がつけられていないというところはございます。」こういった議事要旨がございました。

では、続けて参ります。陳情書に戻ります。概略としては、第1回推進会議から副議長を長らく務めてきた足羽委員が、同様に長らく務めてきた福間委員の意見も交えながら、すなわち足羽委員の単なる主観や個人的な見解によるものではないということです。文化芸術情報の一元的な発信がいまだに実現ばかりか、着手もしていないことに対して、いささか憤りもしくは失望とも伺える口調で、事務局（生涯学習課）に訴えるものである。この訴えに触れ、教育委員の皆様は文化芸術情報の一元的な発信の検討が文化芸術施策の推進に関する重要であるとの認識を持たないものか。重要事項は文化芸術情報の一元的な発信方法の検討の1つのみではないという意見があるかもしれません。しかし、そのことは諮問を行えないことの理由にはなりません。すなわち、ほかにも複数の重要事項が存在するのであれば、その重要事項の分量に応じて、むしろこれまで每期毎期に諮問を行っていかなければならないと考えるのが合理であります。仮に諮問を行わないとすれば、それは文化芸術施策の推進に関する重要事項が特段存在しない場合や、災害等などの非常事態の場合に限られるだろうということになります。

ここで、教育委員会の諮問に関して、参考の対象として、国立市社会教育委員の会に対する教育委員会の諮問状況を見てみましょう。

こちらで法令（社会教育法）で教育委員会の諮問というものが規定されており、市のホームページで確認できる限り、これは18期より前はホームページに載っていなかったのが分かりませんが、19期から載っておりまして、最新の25期まで第24期を除いて教育委員会の諮問が行われております。推進会議における国立市文化芸術推進基本計画に相当する国立市生涯学習振興推進計画の策定後も諮問が行われており、推進会議のような年2回の計画点検、評価、意見交換の限りにとどまることなく、諮問に応じた調査審議

や答申準備が進行しております。ちなみに最新の第 25 期社会教育委員の会に対する教育委員会の諮問は、「国立市の生涯学習・社会教育分野における I C T 活用による学習機会充実の可能性について」となっております。

国立市の文化芸術の推進を図るため、教育委員会は推進会議に対して、文化芸術施策の推進に関する重要事項が特段存在しない場合や非常の事態の場合を除き、原則として諮問を各期に行うことを要望する。

陳情事項に入ります。

(1) 教育委員は、自ら教育委員会の一員として、教育委員会が国立市文化芸術条例に基づき推進会議に対して諮問を行う主体であることを自覚し、文化芸術施策の推進に関する重要事項について諮問を行うことが、国立市の文化芸術の推進に寄与することを改めて認識していただきたい。

(2) 教育委員会が推進会議に対して今期を含めて長年にわたり諮問を行わない正統かつ論理的な理由を（担当課ではなく）諮問を行う主体である教育委員会からご回答いただきたい。

(3) 「文化芸術情報の一元的な発信の検討」が文化芸術施策の推進に関する重要事項であるとの認識を、この陳情を通して共有できたか否か。教育委員の皆様それぞれのご感想もしくはご意見を伺いたい。否（重要事項ではない）というご感想もしくはご意見をお持ちの場合は理由も伺いたいと思います。

(4) 国立市の文化芸術の推進を図るため、教育委員会は推進会議に対して、文化芸術施策の推進に関する重要事項が特段存在しない場合や非常の事態の場合を除き、原則として諮問を各期に行うことを要望する。

というのが、陳情の中身になります。

すみません、まだちょっと続きがありまして、ご容赦ください。

この陳情事項の（4）番については、念のため補足を入れさせていただきます。これは文化芸術推進会議に対する諮問を原則として行うか、あるいはこれまでのように諮問を行わないことをよしとするかの選択を決定的に問う陳情となっております。

生涯学習に関わる社会教育委員の会や、公民館運営審議会では、原則として各期諮問が行われています。行われていないこともあります。基本的には行われております。また、文化財保護審議会では、条例の中で諮問を行わなければならない場合の条件を定めております。ですので文化財保護審議会の場合は、それほど諮問は多くないのは条件があるからです。こういうときに諮問しますというのがあります。

それでは、さて文化芸術推進会議はいかがでしょうか。それを問う陳情になります。国立市の文化芸術の推進にとって、文化芸術推進基本計画の滞りない進行にとって、ひいては 7 万 6,000 人の国立市民にとって、諮問を原則として行うか行わないか。どちらの選択に公益があるか。将来まで見通して、判断していただきたいと思います。

ここで終わりたいところですが、最後にもう 1 つ、本日新たにお配りした追加資料について触れておきたいと思います。

カラー刷りのものです。傍聴者の方にはあるかないかちょっと分かりませんが、教育委員の方々にはあるかと思います。こういったものになります。

こちらの資料は、国立市文化芸術推進基本計画から抜粋したのになります。まず御覧いただきたいのは、資料の左側、基本計画 8 ページ、下に 8 ページと振ってありますが、ノンブルが。こちらの計画期間というものになります。これによれば、目下の 2024 年度、今年度は初期、中期、後期とある計画期間のうちの中期に該当し、その中期の中でも後半に当たることが分かるかと思います。一応赤色でマークさせていただいております。

次に、資料右側、基本計画 37 ページの施策の推進イメージの図を御覧ください。ちょっと横向きになっていますが、横向きで。こちらの中段の部分が先ほどの計画期間の中期に当たります。これも赤で囲っているの分かるかと思います。そして、その中期の中段の部分の真ん中、新規事業の検討の右上の吹き出しを御覧ください。こちらに黒ポチ情報の一元的な発信と書いてあります。すなわち基本計画の中に、計画の期間の中期において、情報の一元的な発信を新規事業として検討することが明記されています。陳情事項（3）にダイレクトに書かれたところですが、情報の一元的な発信というのが、文化芸術施策の推進に関する重要事項であるところが、これからも客観的に明らかです。1 人、2 人の委員や、私が個人的に重要事項だと感じているだけではないかといった、そういう要らぬ疑いを挟む余地はないかと思います。そして何よりも計画期間の後半に差しかかり、この全体の計画期間の後半に差しかかっております、今、まさに情報の一元的な発信の検討を行うことが必要であるという、決定的な計画段階からの証拠でございます。

蛇足になりますが、ほかの吹き出しも御覧ください。そのすぐ右下の吹き出しに、（仮称）国立アーツカウンシルの設置とあります。これも赤をつけておきました。さらにそこから左下、初期の新規事業の検討の吹き出しには、アーティストバンクというのがあります。こちらも赤をつけておきました。これらはこのイメージ図によれば、既に達成している予定の施策になります。初期であったり、もう中期の途中、ちょうどこの一元的な発信の手前にあったりしますね。しかしながら、計画の後半に差しかかる現在においても未達。いまだ形になっていない状況です。アーティストバンクにせよ、アーツカウンシルにせよ、今回の一元的な情報発信にせよ、当初想定していた計画から遅れをとっているのは、端的に諮問を出してこなかったツケが回っていることが要因だと私は思っています。その間、每期每期これらのテーマ、それらの重要事項について諮問を出していれば、推進会議が専門的な知見の下で調査審議を行い、国立にとってふさわしい国立らしい施策を答申として提案し、計画は予定どおり進行していたことでしょう。そうっていないことは大変残念です。

とはいえ、過ぎたことを嘆いているばかりでは仕方ありません。むしろ私はチャンスだと思っています。なぜならこのアーティストバンクや国立アーツカウンシルの設置。そして今回の文化芸術情報の一元的な発信方法の検討。これらは相互に関わりがあるため、ばらばらに検討するよりもまとめて総合的に検討したほうがよいからです。ぜひこれらを織り込んだ諮問をしかるべきタイミングで推進会議に出していただければと思います。

ここで、しかるべきタイミングとは、今すぐという意味ではなく、現行の推進会議や担当課、もろもろのスケジュールや予算などを含めた調整が済んでからという意味です。急いてはことをし損じますし、みだりに混乱を招く必要ありません。計画期間の後半に差しかかり、まさにピンチをチャンスに変えられるかどうかの節目です。このまま何もせず手をこまねいていれば、計画の中身はますます先送りされるだけでしょう。そうして損失を被るは 7 万 6,000 人の国立市民です。

繰り返しになりますが、国立市の文化芸術の推進にとって何がいいのか、国立市民にとって何がいいのか、公共的、公益的な観点を第一にもって本陳情に向き合っていただけましたら幸いです。何とぞよろしく願いいたします。

以上になります。長くなりました。失礼いたしました。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。それでは、陳情者の方に対しての質疑を承りたいと思います。どなたか陳情者の方への質問はございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 では、質問をします。この議事録を読んでも、その文化芸術情報の一元的な発信の検討ということが重要事項であるということは読み取れるのですけれども、実際このことを行うのはどこが行うと思っていらっしゃるのでしょうか。

○【雨宮教育長】 では、陳情者の方、お願いいたします。

○【陳情者】 行う責任というのは、当然ながら市が行う責任があります。ただし、それを具体的に、例えばサイトを作って発信するという作業、そういった日々のことに関しては、恐らく市行政がやるよりも、今は担当職員がインスタグラムをやっているようですけれども、それよりはエキスパートの民間のほうに、情報発信に強いところがやったほうが効果的であると私は考えます。それを市が直接やるかどうかということも含めて検討事項に入ると僕は思っていますけど、私個人としては恐らく民間委託にしたほうが効率の面とか、あるいは情報はどうしても市がやると堅い情報発信になってしまっていて、こういう文化芸術情報、生涯学習情報はもうちょっとカジュアルに発信したほうがいいと私は思っていますので、そういうのは民間のほうに適任なのではないかと個人的には思っている次第でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 すみません。もう1回質問しますが、どこが行うものだとお考えでしょうか。

○【陳情者】 発信をする。例えば投稿を行うみたいなことでしょうか。

○【大野委員】 ここに書かれている、要するにこの文化芸術情報の一元的な発信ということを行う、その作業を行うのはどこかと。

○【陳情者】 作業を行うのは、実は計画の中では、先ほども出てきました国立アーツカウンシルの設置という文言がございます。この国立アーツカウンシルがどういうものかというのが、基本計画の中に説明がありまして、その中には、そういう情報発信などのサポートをするということがたしか書いてあったはずです。

ですので、国立アーツカウンシルというところが行うのがいいのではないかとというのが計画には書かれているところであります。これは設置されたものですから、公が設置するものですが、その中身は、公が直接やるものなのか、官民協働でやるものなのか、完全民間委託にするものなのか、これは明らかではない。これも検討されていないので、幾つかのパターンがあるんじゃないかというのが、私からの返答になります。

○【雨宮教育長】 よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

大野委員、お願いします。

○【大野委員】 推進会議が、諮問とは別に推進会議としての意見を述べられるそういう場なり、そういう方法というのはあるとお考えですか。それともそれはないのか。イエスかノーかで。

○【陳情者】 推進会議が何に対して意見を述べるかというところを明らかにしていただきたいです。

○【大野委員】 文化芸術の施策の推進に関してですね。

○【陳情者】 意見を述べる対象のことです。何についてというのは、そのWhatの部分ではなくて、Whoも聞いています。

○【大野委員】 つまり文化芸術施策の推進に関し、推進会議が、これが必要だということを諮問とは関係なく教育委員会に意見を述べることができるかどうか。

○【陳情者】 今、教育委員会に対してということをお答えいただいたので、そこがはっきりすれば、それは可能です。先ほどの条例の審議の次の項、第3項にその部分を書いてあります。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

○【陳情者】 1個だけ追加でよろしいですか。失礼しました。それは教育委員会に対して意見を述べるというものになっております。あくまでも。それは矢印としては、推進会議から教育委員会に対する矢印になります。私が今回陳情を求めているのは、その矢印ではないです、ちなみに。教育委員会のほうから推進会議に対して矢印を向けてくださいという、その話になります。別の話だと認識していただければと思います。

○【雨宮教育長】 よろしいですか。

○【大野委員】 分かりました。

○【雨宮教育長】 大丈夫ですか。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 この文化芸術情報の一元的な発信方法の検討について、多分陳情者の方は、もっとスピーディに実行性を持って進めてほしいということをご希望なのではないかと解釈したのですが、この陳情を出すこと以外で、このことを何か行動に移されたようなことはありませんか。

○【陳情者】 私としては行政担当課、生涯学習課に対して、文化芸術情報の一元的な発信方法には、こんなパターンもありますよという民間事例とか、ほかの他市事例をご紹介したりとか、私が考えているアイデアをお見せするということはありませんでした。しかし、これはパブリックなやり方ではないと僕は思っています。つまりオープンなスペースで、文化芸術推進会議の中で検討は行われる、それに基づいて何をどうするかを決めることが正しいという手続きだと私は思っているの、個人としてアイデアを出すことはありますが、それだけで終わっていいものではないと思っております、市民のあるいは文化芸術、あるいは学識関係者の代表が集まった文化芸術推進会議という場でしっかりオープンに話し合われて、どういう形の一元的情報発信がいいかというのは検討されるべきだと考えている次第です。

○【雨宮教育長】 よろしいでしょうか。

○【篠原委員】 ありがとうございます。

○【雨宮教育長】 ほかはよろしいですか。

では、佐藤委員、お願いいたします。

○【佐藤委員】 諮問は、この基本計画が10年あるので、その途中、一度推進会議が年に何回か行われている最中はお任せしていく形でよいのかなと思っていて、推進会議で今、出たアイデアを会議でできないと思う理由は。

○【陳情者】 正しい答えになるか分かりませんが、私からこの陳情の中で問題視しているのは、年に2回という会議回数に関して問題があると考えております。十分な審議時間、今、お話ししたような検討ができないと考えております。それを増やす方法としては、諮問が行われることによって、第1回の場合は、毎月1回の、ほかの公運審や社会教育委員の会もそうですけど、諮問がなされることによって、「審議する必要がありますね、時間が必要ですね、じゃあ、毎月会議しましょう」と、そういう立てつけになっておりますので、私も枕でお話ししましたができないと。それは時間の問題として考えております。もちろん報酬を払わずに分科会という形で委員の皆様の中有志の方が、「では、私たちはもう自分たちで時間をとってやりますよ」ということであればできるかもしれません。今期については、イレギュラーにそうせざるを得ないとも私は思っているところはあります。しかし、それが当たり前になってはいけません。ということで、原則諮問というものは行っていきましょうよというのが陳情の中身になります。これは将来にわたっての話です。今期だけの話をしているわけではないということをご認識いただければと思います。

○【雨宮教育長】 よろしいですか。

○【佐藤委員】 はい。

○【雨宮教育長】 操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 国立市文化芸術推基本計画策定のときには、その会議に対して諮問を行っているわけですね。今、その計画に沿って事業を実施している。そういう段階の中で諮問は必要なのですか。どうして必要なのですか。

○【陳情者】 その質問は、私に向けられたという認識でよろしいですかね。

○【操木委員】 はい。

○【陳情者】 先ほども申し上げましたけれども、もしこれで担当課、生涯学習課に任せておいて、計画がスムーズに進行しているのであれば、私は何も言わなかったかもしれませんし、まさに足羽委員や福岡委員が、ああいって口調でああいうことを申さないと思うのですよ。

つまり、計画が順調に進んでいないということは、本来それはどうしたら、例えば一元的な情報発信をどうしたいだろう。アーティストバンクどうしたらいいだろう。アーツカウンシルの設置はどうしたらいいだろうと、年に2回では話ができませんよね。それを本来であれば、社会教育委員の会や公運審であれば、そういったものをそういったものを1年間かけて調査して、審議して。10人いますから、委員が。こうしたらいいのではないかといろいろな証拠に基づいたアイデアを出して、それを担当課が実行していくということをすれば、計画もスムーズにいったらと私は考えておりますが、任せていて、そうなので、やはり諮問、答申という形が必要なのではないかというのが、陳情の内容になります。

○【雨宮教育長】 操木委員、よろしいですか。

○【操木委員】 はい。

○【雨宮教育長】 では、私も。今のもう1回確認なのですが、要するに本来は生涯学習課が計画に即してきっちりその計画を具現化することが役目だけれども、それがやはり今の陳情者の方の評価ですと、できていないと。だから文化芸術推進会議があるのだから、そこに諮問をしてもらって、我々がそのことに関していろいろな専門家が集まっているので検討して、それをまた逆に生涯学習課にフィードバックすることでもっと先へ進むだろう。そう、今、おっしゃったという理解でよろしいですか。

陳情者の方、お願いします。

○【陳情者】 まず第一には、その速度の問題です。1点、スピード感の問題としてです。もう1点はクオリティの問題です。生涯学習課の方が自分たちで調査してといっても、忙しい中で、人数も限られている中でやっている。一方で10名、それぞれ専門家です。生涯学習課の担当が学芸員の方だったりすれば違うかもしれませんが、そういうわけではないでしょう、職員の方々は。情報発信に関してもエキスパートではないでしょう。そうであれば、民間のコンサルティング的な機能を持っている文化芸術推進会議に諮問をして、その10人の方々の知恵を使って、どのようにしたらいいかと考えるのが、僕は当然だと思います。宝の持ち腐れだと思います。年に2回ただ話を聞いて、ちょっと意見を言うだけというのはもったいないと考えている次第です。したがって、今のご質問に答えますと、スピードだけではなく、内容、クオリティにおいても諮問する意義があると考えています。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。では、皆様から陳情者の方への質問を頂きましたので、陳情者さんに対する質疑を打ち切りたいと思います。

ここで大変恐縮なのですが、1時間経過をしていますので、休憩をとらせていただきたいと思います。こちらの部屋の時計で、ちょっと今、中途半端な時間なのですが、再開を4時10分ということで再開をし

たいと思います。すみません、それまで休憩をお願いしたいと思います。

(休憩)

○【雨宮教育長】 閉じて議事を再開いたします。

それでは、事務局に対して、質疑を承りたいと思います。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 では、最初の質問として、陳情者からもあった、今まで諮問をしなかったその理由をお聞かせください。

○【雨宮教育長】 生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 諮問をしなかった理由のところでございます。まず諮問することの前提といたしまして、文化芸術推進会議に対して意見を求める必要があるところが挙げられてきます。

この国立市文化芸術推進基本計画策定に当たりましては、いろいろな分野から選出された委員の方々の知見を賜りたいということがございまして、文化芸術推進会議に対しまして、国立市文化芸術推進基本計画案について諮問を行ったという経過がございました。

現在の状況ですけれども、計画が策定されまして、意見を伺う段階から計画に沿って事業を実施していく段階に移行したものと考えております。そのため、諮問を行う必要はないと考えているところでございます。

また、国立市文化芸術条例第8条第3項に、推進会議は文化芸術施策の推進に関し、必要と認める事項について、教育委員会に意見を述べることでございまして、諮問によらなくても推進会議として意見を言う機会を保障されていると考えております。

以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいですか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 続けての質問なのですが、数年前ですか、一元的な発信方法をとということで、それがなかなか進んでいないのではないかと、こういう意見があったのですが、なぜ遅くなってしまうのかというところをお尋ねします。

○【雨宮教育長】 生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 そうですね。そこのご指摘について、陳情者または大野委員がおっしゃるとおりでして、進んでいないという実情がございまして。進んでいない状況については、課の他の業務が多忙だということになってしまうのですが、文化芸術推進基本計画の中で、今後考えられる取組の中で、本田家住宅の再築という、これは生涯学習課の業務になるのですが、そういった業務を現在実行しているところでございます。

その本田家住宅の再築の業務のウエイトが今、非常に大きくなっているところもございまして、なかなか手が回せないという実情の中で進んでいないところでございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

橋本教育部長、お願いいたします。

○【橋本教育部長】 補足をさせてください。では手が足りないからできなくていいのかと、そういうことではないと我々は思っていて、当然課題認識は持っていて、陳情者から言われるとおり、そこを進めないことには、やはりこの文化芸術の推進という中では、どうなのだろうということはごもっともだと思っています。これは課の問題ではなくて、教育委員会全体の部分でどういうふうに作業を生み出してい

くか。また、民間の力をどう借りていくかということも含めまして、そこは我々が足りなかった分、進めていく必要はあるのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【大野委員】 はい。

○【雨宮教育長】 ほかにございますでしょうか。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 陳情者の方が、諮問がないと推進会議を開催できないと。定例の2回以上のことをやるのは無理であるという趣旨だったと思うのですけれども、その辺はそういう立てつけになっているのでしょうか。

○【雨宮教育長】 井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 今、2つ要素がございまして、まず諮問によらなければ会議が開けないのかというところにつきましては、ここ数年間の文化芸術推進基本計画の進捗状況についてという議題の下に、年1回ですとか2回会議を開催しておりますので、開催についてすることはできます。今、あと2回というところ、お話があったかなと思うのですが、現行の今年度の予算の中で、委員報酬として2回分しか計上していないところがございますので、今の予算のままでいきますと、今年度については2回しか開催できない状況は併せてございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

ございませんか。よろしいですか。

それでは、質疑を打ち切り、意見取り扱いに入りたいと思います。では、意見取り扱いのご意見を承ればと思います。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 不採択の立場で意見を言わせてください。

最初に、つまり一元化を行うという、それは誰が行うのかという質問をしたのですけれども、それは事務局であるという回答だったと思います。それで、あくまでも諮問を行う、生涯学習課が諮問を行う対象は推進会議であって、そして話を聞いていると、どうも事務局が足りない部分をタイアップして、仕事を推進してきて、ある意味では協力的とも聞こえるわけですが、ただ私が心配するのは、今期の推進会議のメンバーが9名中7名が新しいメンバーであり、それを引き受けてくださった委員の方というのは、事務局のほうから仕事の概要の説明があったと思うのですが、その話と食い違ってしまうことが生じる場所はまずいと思うのですね。

それで、事務局に話を聞いても、意見を求めることは特に存在していないという返事だったし、それが推進会議のメンバーたちがどういう意見を共有しているのかということが、まだ蓋を開けてみないと、今期集まって話さないと、いろいろな考え方の方がいる可能性がある中で、それを採択とするには、あまりにも乱暴かなという気がしました。

とはいえ、陳情者の熱意というのですか、何とか文化芸術に対して推進していきたいと。その一翼を担いたいと、そういう意欲というのはすごく思うのですね。ですから、諮問をしなければ全く動けないという状況にあるわけではなく、まずは推進会議の委員の皆さんの中でぜひその思いを伝えていただいて、そこで任意でも、報酬がなくてもやるという心意気もあるわけですから、そんな中で、委員会の中でのコンセンサスをとって、それが果たして今後推進会議としてどういう方向性を持つべきなのか。推進会議とい

う在り方はどうなのかということも恐らく議論になると思うのですね。というのは、それは事務局と今、食い違ってしまっているわけだから。その中でいろいろな意見を集約しながら、推進会議の委員としてはこういう意見だということをまとめられることが先決かと思います。それがあったならば、それを教育委員会のほうに意見を出していただく道はあるわけですから、そういう形で大いにやっていただければと思います。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 私は不採択ということで。担当課の見解にもありましたけれども、今の段階ですね。今ある段階のことを考えていると、諮問を行う必要はない。ただ、本当に陳情者の方の熱意、それから何とかしたいという思いをすごく感じます。ありがたいなと思います。

先ほどの説明にもありましたけれども、広く意見を頂くことができる推進会議で、いろいろと審議していただくことがいいのではないかと思いますし、本当に多くの声を出していただければありがたいなと思います。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

○【佐藤委員】 私も不採択で意見を述べます。

推進会議で話し合いをしていただきたいなと思いました。予算についても、まだまだ推進会議の中で具体的な案を出すことができるのではないかと思いますし、陳情者の方からの意見にあったように、民間に委託していくようなやり方をどのようにお金を準備したらいいのかというところから推進会議でぜひ話し合いをしていただきたいなと思いました。

国立の情勢からいくと、なかなか簡単に資金の面と行政職の任務がなかなかバランスよく進んでいかない部分はあるのかもしれませんが、それが時期の、今の現状ですので、そこをどのようにサポートして改善していく、課題を解決していくかというところを会議の中で進めて行っていただきたいなと思います。推進会議だけでなく、教育委員会で持っているほかの課題にも通ずるところだなと思いますので、今日お伝えしていただいた意見はどの面でも前向きに解決していきたいなと思いました。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 私は不採択でお伝えしたいと思います。

皆さんがおっしゃっていますけれども、陳情者の方がこの問題について熱意を持って、そして、ある意味危機感を持って対応されているということはすごくよく分かりました。それから文化芸術情報の一元的な発信方法の検討というのが重要事項であることも大変よく分かりました。

一方で、陳情者の方は5月1日にこの推進会議のメンバーになられたばかりで、先ほど大野委員からも発言がありましたけれども、これからある意味、新メンバーでいろいろなことが動いていくというタイミングだと思います。この陳情を採択することで、逆にメンバーの推進会議の活動が自由闊達にできることを制限してしまう恐れがあるのではないかということを危惧して、私は不採択ということを考えたいと思います。

ただ一方で、これは私も一員である教育委員会のメンバーの責任でもあるとは思いますが、このことがもっとスピーディに、そしてクオリティをもっと高くして、それこそ国立の文化や暮らしが豊かな

まちであるところをきちんと体现できるよう、今後できるようにしていかなければいけないということを改めて思っておりますので、私もできることについては一緒に考えていきたいと思います。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

私も一言お話をさせていただければと思います。陳情自体に関しましては、大変申し訳ないですけど、やはり不採択という立場をとらせていただければと思います。

ただ、皆さん、他の委員さんもお話しされたように、今回、陳情された方の国立の文化芸術に関する思いというのは非常に熱いものを感じました。そのことはしっかり受け止めなければいけないだろうなということがあります。

それから、文化芸術情報の一元的な発信の検討ということは、これはもう重要な事項だろうと考えているところでございます。この文化芸術情報の一元的な発信の検討をすることが文化芸術に推進に寄与することもそのとおりだろうなと思っているところでございます。

質問をさせていただいた中で、スピードの問題であるとか、あるいはクオリティということもおっしゃっていただきました。確かに様々な専門家の方が文化芸術推進委員の皆様いらっしゃいますので、これから多分会議が開かれてくると思いますので、事務局にはそのお知恵を拝借するという中において、やはり重要事項として、いろいろな事業が乗っかってはいるのですけれども、今回のことは過去からの経過でも副議長の方も指摘されてきたという経過もありますので、その中において、ぜひ検討していただくことを、皆さんの意見も聞きながらぜひやっていただけるのがいいのかなと思います。

その中において、これはまた別問題になりますけれども、では回数をもっと増やしたほうがいいのではないのかみたいところも、会議の中で検討していただいて、事務局として回数増が必要だということであれば、我々教育委員のほうにも情報提供していただく中において、合意形成が得られれば、そのことを手続としては予算要求をしていくとか、そういう形でつないでいけるのかなと思いますので、そのことを本当に受け止めさせていただかなければいけないのかなと思ったところでございます。

私からは以上になります。

では、各委員の皆様から、意見取り扱いの表明がございましたので、意見取り扱いを打ち切りまして、採決に入りたいと思います。

お諮りします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手)

○【雨宮教育長】 挙手少数。よって、本陳情は不採択と決しました。ありがとうございます。



○議題（４） 報告事項２） 令和５年度児童・生徒の暴力行為・いじめ問題・不登校等に関する調査の結果について

○【雨宮教育長】 では、次に入ります。次に、報告事項２「令和５年度児童・生徒の暴力行為・いじめ問題・不登校等に関する調査の結果について」に移ります。

小柳津指導主事、お願いいたします。

○【小柳津指導主事】 それでは、令和５年度暴力行為・いじめ問題・不登校等に関する調査について、ご説明いたします。資料を御覧ください。

まず、大きな１番「暴力行為」の（１）は、発生件数の経年変化に関してです。小学校では、合計 71 件、中学校では合計 5 件でした。内訳としましては、対教師暴力が小学校で 5 件、中学校で 1 件。生徒間暴力

が小学校で 65 件、中学校で 4 件。対人暴力が小学校で 1 件。器物破損は小中ともに 0 件でした。

(2) 具体的な内容としましては、小学校ではいらいらして、我慢できず椅子を投げてしまったなどが報告されています。また、対人暴力では、いらいらして児童自身の親に手をあげてしまったという報告がなされております。中学校では、休み時間、自分の主張が通らずカッとなり、友達に手をあげたなどが報告されております。

新型コロナウイルス感染症による一斉休校のあった令和元年度以降、特に小学校では、生徒間暴力の件数が増加傾向にあります。各学校においては、生活指導を進めていくために、教職員それぞれの立場から児童生徒理解を深め、個に応じた指導や暴力行為の背後にある要因を踏まえた上で児童生徒の内面に迫る指導を進め、関係機関等との連携の下、この問題の抜本的解決に取り組むことが大切です。

特に暴力行為が発生した場合には、教育的配慮を根底に置きつつ、どんな理由があっても暴力は許されないとといったことについて、加害児童生徒へ指導を行い、全ての児童生徒が学校生活によりよく適応し、充実した有意義な学校生活が築けるよう、引き続き各学校に対し指導、助言をしてまいります。

1 枚おめくりください。次に大きな 2 番。「いじめ」についてです。(1) いじめに関する経年変化。

(2) (3) (4) は令和 5 年度の学年別の認知件数、主な態様、重大事態となっております。

平成 29 年度からは、軽微ないじめも認知しようと認知件数の増加が続いています。(1) に関して、令和 5 年度の発生件数ですが、令和 4 年度より小中ともに減少しました。平成 29 年度以降教員のいじめ認知の感度が高まってきています。今回は、件数は減少しましたが、見落とし等はないかなど、注意喚起を引き続き行ってまいります。

(2) の学年別の認知件数は、これまでと同じような傾向で、学年が上がるごとに数値が減ってきておりましたが、小学校 6 年生に関しては、昨年度よりやや増加しております。考えられる要因としましては、

(3) 主な態様にもあります、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」という回答が多く、茶化したり、グループ決めでめめたりし、声を荒げる、視線が怖いなどが報告されています。引き続き、見守るとともに、よりよい人間関係を構築していけるように指導、助言をしてまいります。

また、先生には言いにくい、周りの目が怖い、教員のアンテナが低いなどの可能性もありますので、引き続き注視していきたいと思っております。

次に(3) いじめの態様別状況についてです。こちらの数値は認知された件数について、複数回答となっております。小中学校ともに、冷やかしか軽くぶつかられる、無視をされるが高い割合を示しています。小学校では冷やかしか等が 471 件、無視をされるが 51 件、軽くぶつかられるが 161 件、中学校では冷やかしかが 48 件、無視をされるが 16 件、軽くぶつかられるが 8 件となっております。

次に(4) いじめの重大事態ですが、令和 5 年度は 0 件でした。教育指導支援課としましては、いじめは絶対に許されないという基本姿勢の下、いじめの要因、背景にも目を向け、学校だけでなく、関係者、関係機関が連携し、地域、社会、総がかりで取り組むこと。また、小中連携等を通じて、児童生徒が主体的に取り組んだり、ささいなケースを黙認したり看過したりすることなく、いじめの兆候がある場合には、組織的にきめ細かく対応したりするなど、いじめの芽を摘んでいきたいと思っております。

次に、大きな 3 番「不登校」についてです。(1) 不登校に関する経年変化。(2) (3) (4) (5) (6) は、令和 5 年度の出現率や学年別の不登校児童生徒数、指導結果状況、不登校の新規・継続の割合、不登校の主な理由となっております。

(1) 不登校児童生徒数では、令和 5 年度小学校では 58 人、中学校では 73 人といった状況でございました。

次に、出現率についてですが、東京都の平均、こちらが令和４年度との比較ですが、小学校は東京都と同じであり、中学校では1.48%低くなっております。

次に、（３）は、学年別の不登校児童生徒についてです。学年が上がるごとに増加しておりますが、小学校４年生と６年生、中学校３年生で減少しております。

次に、（４）指導結果状況についてです。指導の結果、登校するまたはできるようになった児童生徒が小学校では14人、中学校では34人。指導中の児童生徒数は、小学校では44人、中学校では39人となっています。指導中の児童生徒数はある一定数いるわけですが、不登校の子どもたちにとっての目標は、学校に登校することだけではありません。自分の進路を主体的に捉えて、社会的充実を目指すことが重要です。子どもたちが学校を休んでいる時期は、子どもたちにとっての心身の休養であり、自分を見つめ直すなどの積極的な意味を持ったりすることがあります。また、保健室や相談室、はたけんぼ等の居場所で過ごしたり、家でＩＣＴ等を活用してオンラインなどで学習を進めたりすることも社会的充実に向かう方法１つだと考えます。

次に、（５）不登校の新規・継続の割合についてです。棒グラフの青色が継続数、赤色が新規数を示しております。

そして不登校を減らすための取組の推進に関しましては、まずこの新規数の抑制を図ることが大切です。今年度文科省より発出されました第１回ふれあいいじめ防止強化月間の実施で、重点の取組が３つ示されました。児童生徒自身がいじめを自分たちの問題として主体的に考え、行動できること。保護者への学校いじめ防止基本方針の周知を通じて、日常から信頼関係を築けるよう工夫すること。教職員が子どものＳＯＳを確実に受け止め、適切に支援する力を高めるための校内研修を実施すること。全ての児童生徒が学校を魅力ある場所と感じられるようにする、未然防止の取組を進めていくとともに、早期発見、早期対応などを組織的に行っていくことが必要です。誰にとっても魅力ある学校、学級であれば自ずと新規数は抑制され、不登校数は減少するはずだと考えます。

最後になりますが、（６）不登校の主な理由についてです。小学校では生活リズムによる不調が最も多く、次いで親子との関わり方、友人関係をめぐる問題が多く、中学校は学校生活に対して、やる気が出ないなどの相談、友人関係をめぐる問題、親子の関わり方が多くなっていますが、あくまでも学校が判断している調査結果でもあります。個々の理由を正確に把握したり、明らかにすることは難しい状況もございます。

不登校は、人間関係が崩れたり、勉強が分からなくなったりするなど、様々な要因、背景の結果として起きた状態であり、問題行動としては捉えないこととしております。また、取り巻く環境によってどの子にも起こり得るという正しい理解の下、子どもを支える大人が不登校の子どもたちに寄り添うこと、共感すること、思いや考えを受け入れることが非常に重要だと感じております。

教育指導支援課としましては、学校が不登校の子どもへの支援の視点を正しく理解し、不登校の未然防止、早期支援に取り組むよう指導、助言をしております。また、長期化への対策については、スクールカウンセラーやＳＳＷ、子ども家庭部、国立子どもサポート窓口など、学校と関係者、関係機関が組織的に連携を図りながら、引き続き不登校への支援を厚くし、適切に対応してまいります。

報告は以上となります。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 最初の暴力行為のところで、小学生の数がぐんと増えていて、驚きました。具体的な内容として、椅子を投げてしまったということがありましたけれども、けが人はいなかったのかなとか、ちょっと心配してしまったりしますが、特に令和2年と令和5年がここのところ伸びている、増えているのですけども、分析とかされて要因とか具体的なのは出ていますか。出ていたら教えてください。出ていなければそれで結構なのですが、教えていただければと思います。

○【雨宮教育長】 では、小柳津指導主事、お答えできますか。

○【小柳津指導主事】 特にこの今回令和5年度で非常に伸びているところに関しましては、学校からの報告では、先ほどお伝えしたところで、椅子の部分であったり、対人の部分であったりはありますが、いろいろな特性をお持ちなお子さんも今、いるところがありますので、そういった部分も含めて、教育的な部分で配慮を要するお子さまなどを、だけではないのですが、の部分の数値というところで学校からは報告が上がっているところはございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【操木委員】 ありがとうございます。

○【雨宮教育長】 大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 やはり操木委員と同じで、最初のページの暴力行為がぐんと伸びているところが、数字だけ見ると気になるのですね。その実態というのは把握されているのかどうか。例えば特定の学校で多いとか、あるいは全般的に均等に多いとか。その辺の傾向というか、実態ですね、その辺もしあれば教えてください。

○【雨宮教育長】 小柳津指導主事、お願いいたします。

○【小柳津指導主事】 各学校からの報告に基づきますと、例えばある1つとか、2つの学校に集中しているというわけではなく、全体的に令和4年度よりは数値が各学校ともに多く報告されているといったものになりました。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【大野委員】 分かりました。

○【雨宮教育長】 ほかにございますでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

○【佐藤委員】 今年4月、5月の年度初めに子どもたちはちょっと頑張ってみようかなと思って、学校に行ってみる子どもたちがすごく多かったなという印象を持っています。

そういったちょっと頑張ってみようと思ったときに、子どもたちのフォローをどんなふうにしていくかということがすごく大切ですし、NPOだったり、学校だったり、そのご家庭との連携を図れることが、早期解決につながるなと感じています。

その体制が国立市では、すごく校長先生だったり、担任の先生だったり、SSWの方たちが、NPOを含めて協力していこうという体制にできているのではないかなと思うので、その連携は強めていけたらいいのではないかと考えています。

また、教員研修でも、外での活動によって、子どもたちが目を輝かせて活動している様子を見て、授業にも生かしていきたいという先生方も多くいらっしゃるので、そういった課題設定をどのようにしたらいいか、つまらない状態では楽しいと思いませんし、意欲につながっていかないので、授業の中でどんなふうにそのときの子どもたちの成長過程に合わせて課題設定をしていく、今までのような一斉指導ではなく

て、幾つかのレベルが授業の中で展開できるような、そんなイメージを持てる先生方が増えていくと楽しい授業につながる、楽しい学校につながっていく。もっともっと自由で先生も楽しいと感じる授業になっていくのではないかなと思っています。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 推測なので全く分かりませんが、こういう件数が増えているときに、もしかしたらコロナ禍というのにも影響しているかもしれないと、個人的には思っています。

社会全体がびりびりしていて、大人がすごく怖い顔をして、毎日過ごしていなければいけなかった状況の中で、子どもにもそういうことがびんびん伝わってきたのではないかなと思いますので、そういう張り詰めた気持ちで毎日を過ごしていたときに、何か爆発したり、あるいはぷつんと糸が切れたりということが多分この数年間多かったのではないかと推測しています。

ですので、だからよしというわけではないのですが、だからこそかもしれませんけれども、学校はもちろんですが、保護者の皆様、それから地域の皆さんと本当に子ども全体を見守っていくということがとても大切で、国立はそういう素地が十分にあるところだと思いますので、その辺りさらに連携を深めていくことが、いろいろな意味で大切かなと思いました。

もう1点、事務局からのいろいろなコメントは全くそのとおりで、なるほどと思って聞いていたのですが、1つだけ。要するに勉強が分からない子どもたちがいるかもしれないというところで、なるべくその子どもたちを減らすために、どうしたらいいのかということ、私たちの立場では考えたいなと思いました。確かに授業についていけないから、何かそこで緊張の糸が切れてしまったりするという場合もとても多い気がするので、その辺りのフォローができるようなことが考えられるといいかなと思っています。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 3ページの不登校の資料なのですが、私、指導結果状況、指導の結果、登校する、またはできるようになった児童生徒数小学校14人、中学校34人。この数字がさらに増えていくといいなというのを願うばかりです。それと同時に、不登校の話が出たときに、その要因とかよくデータ化していただいてまとめたりするのですが、この14人、34人の児童生徒が少し落ち着いても、1人1人状況や時間、タイミングが違いますが、登校するようになった思い、きっかけ、要因、そんなものをまた成功体験としてどこかで聞いてあげてほしいなと思います。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。今のちょっと繰り返しになってしまうかもしれないですけど、そういう成功事例を集めてみんなで共有して、パターン化ができるとは思えないのですが、そういうことを1つの財産としていくことも必要なかなと思います。ありがとうございます。

では、皆様からご意見を頂きましたので、よろしいでしょうか。



○議題（5） 報告事項3） 令和5年度学校給食費決算報告について

○【雨宮教育長】 では、次に参ります。報告事項3「令和5年度学校給食費決算報告について」に移り

ます。

土方食育推進・給食ステーション所長、お願いいたします。

○【土方食育推進・給食ステーション所長】 それでは、令和5年度学校給食費決算につきましてご報告させていただきます。

まず、1ページでございます。収入の部でございますが、給食費は、調定額2億4,890万3,287円に対し、収入額は2億3,931万3,517円。未収入額は875万778円で、収納率といたしましては96.15%でございます。なお、不納欠損額につきましては、83万8,992円でございます。

給食費の内訳ですが、令和5年度の現年度給食費といたしましては、調定額が2億4,064万443円に対して、収入額は2億3,909万9,973円。未収入額は154万470円で、収納率は99.36%でございます。令和4年度以前の過年度給食費といたしましては、調定額が826万2,844円に対し、不納欠損額が、83万8,992円、収入額が21万3,544円、未収入額が721万308円で、収納率につきましては2.88%でございます。前年度繰越金が749万4,777円、雑入が預金利子、廃油売却収入で14万9,403円でごさいます。最後に一般会計からの補助金といたしまして、3,000万円を繰り入れてございます。収入額の合計といたしましては、2億8,654万7,467円でございます。

下段左の支出ですが、主食購入代といたしまして3,081万6,465円、副食購入代といたしまして1億7,002万9,004円、牛乳購入代として5,720万4,751円、調味料購入代といたしまして954万8,923円で、合計額は2億6,759万9,143円でございます。

右側の表ですが、収入合計から支出合計を差し引いた残額は、935万8,554円になりますが、この残額を令和6年度に繰り越しものでございます。

続きまして、2ページでございますが、2ページ以降につきましては、1ページでご説明いたしました内容の補足資料となっております。2ページ、3ページにつきましては、1ページで説明いたしました前年度給食費の収入における調定額、収入額、未収入額、支出額等をそれぞれ小学校、中学校別、月別で示しております。2ページが小学校で3ページが中学校でございます。さらに喫食者数を添えてございます。

続きまして4ページでございます。4ページにつきましては、1ページでご説明いたしました物資購入代の支出にかかる小学校における月別の内訳を示したもので、さらに主食と副食について細分類しております。

続きまして、5ページでございます。5ページは同様に中学校における物資代金の月別の内訳を示しております。

続きまして、6ページでございます。6ページは、1ページで説明いたしました過年度給食費の収入と不納欠損額の対象年度等を示したもので、不納欠損につきましては、収入がなく、10年を超えたものは、表上、平成25年度分の39万8,442円が該当いたします。また、収入合計額内訳といたしましては、小学校分が13万6,908円で、中学校が7万6,636円。収納率といたしましては2.88%でございます。

続きまして、7ページでございますが、不納欠損分についてご説明した文書となります。

続きまして、8ページでございます。8ページは過年度給食費の未納額を小、中学校及び年度別に示したもので、上段が人数で、下段が金額でございます。

続きまして、9ページは、不納欠損の対象者を記載してございます。なお、名前につきましては、英字に置き換えておりまして、同英字のハイフン1、2とありますのは、兄弟等の関係を示しているものであります。

続きまして、11 ページでございます。11 ページはそれぞれの項目における前年度との比較の資料となります。

報告につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。1 個だけ、ちょっと細かいのだけど、さっき収入で所長がおっしゃっていただいたところで、調定額を説明してくれているので、正しくは収入額 2 億 7,600 云々とおっしゃっていただかなければいけないところを 2 億 8,600 と収入額をおっしゃっていただいているので。

○【土方食育推進・給食ステーション所長】 調定額が 2 億 8,000。

○【雨宮教育長】 そうですね。

○【土方食育推進・給食ステーション所長】 失礼しました。

○【雨宮教育長】 細かくて申し訳ございません。では、説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

篠原委員、どうぞ。

○【篠原委員】 給食は、子どもたちにとってはとても大切な栄養源だと思います。なかなかその給食費について、いろいろとご苦労されているのだと思いますけれども、これは経験上申し上げるのですが、未収というのは多分早めに頂かないとというところがございますので、先生方がそういうことでお忙しくなるのはどうかと思いますので、本当はそこのサポーターといいたほうがいいかなと個人的には思っております。

食品の値上げですとか様々なことがあると思いますけれども、ご苦労されながらまたおいしい給食を作っていたらなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ちょっと、今、収納の方法です。先生とお話が出たのですが、そのところをちょっと説明、補足してください。

土方食育推進・給食ステーション所長、よろしくお願いいたします。

○【土方食育推進・給食ステーション所長】 国立市は、元来過去から学校のほうで、いわゆる学校の教員が給食費の収納徴収業務を行っているのではなくて、センターの職員が、市の職員が行っております、過去から。ですので、国立市に在籍される教員の方は全く給食費の徴収は行っていないことが過去からですので、そこは確認ということでお願いしているものです。

○【篠原委員】 ありがとうございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【篠原委員】 不勉強で失礼しました。

○【雨宮教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に参りたいと思います。



○議題（6） 報告事項 4） 市教委名義使用について（9 件）

○【雨宮教育長】 報告事項 4「市教委名義使用について」に移ります。

井田生涯学習課長、よろしくお願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 令和 6 年度 5 月分の教育委員会後援等名義使用について、報告いたします。お手元の資料のとおり、後援名義の承認 9 件でございます。

1 件目は、第 10 回国立まと火実行委員会主催の「第 10 回国立まと火」です。北秋田市合川地区の年中行事を通じた市民交流と文化交流を目的に、「まと火」を河岸に点灯するイベントを行うもので、参加費は

無料となっております。

2件目は、キッズわくわくワーク実行委員会主催の「アポロ月面着陸55周年記念楽しく学べる宇宙展2024」です。子どもたちに月や宇宙について知ってもらうことを目的に、展示やクイズ・体験会を行うもので、参加費は無料となっております。

3件目は、くにたちの空気と水を守る会主催の「パネル展『香害ってなあに？ みんなで守ろうくにたちの空気と水』」です。香害・化学物質過敏症の周知啓発を進め、国立市の生活環境の向上に貢献することを目的にパネル展を行うもので、参加費は無料となっております。

4件目は、キッズマネースクールリバー校主催の「おみせやさんごっこ」です。子どもたちに「お金の大切さ」「親への感謝」を伝えることを目的に体験型の勉強会を実施するもので、参加費は無料となっております。

5件目は、くにたち市民オーケストラ主催の「くにたち市民オーケストラ第46回定期演奏会」です。地域の音楽文化振興を目的にクラシックコンサートを行うもので、参加費は1,000円、高校生以下は無料となっております。

6件目は、一般社団法人・ブックフィルムフェスティバル事務局主催の「ブックフィルムフェスティバル2025」です。読書とクリエイティビティを推進する機会を提供することを目的に、参加者に「本の予告編（ブック・トレーラー）」を作成してもらい、コンテストを行うもので、参加費は無料となっております。

7件目は、国立三曲協会主催の「第17回こと・三絃・尺八演奏会」です。日本の伝統音楽に親しんでもらうことを目的に演奏会を行うもので、参加費は無料となっております。

8件目は、東京土建一般労働組合府中国立支部主催の「第47回住宅デー」です。地元建設従事者（組合）が、地域住民に感謝して技術・技能を生かして奉仕することを目的に、住宅相談や防災・減災のためのイベント等を実施するもので、参加費は無料となっております。

9件目は、国立大学法人一橋大学主催の「創立150周年記念事業『一橋大学と社会をつなぐ講座シリーズ』令和6年度第1回一橋大学公開講座」です。一橋大学の教育を広く社会に開放し、地域社会の文化の向上に寄与することを目的に公開講座を行うもので、参加費は無料となっております。

以上、9件につきまして事務局で審議をし、妥当と判断し、名義の使用を承認いたしましたので、報告いたします。

以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。



○議題（7） 報告事項5） 要望書について（3件）

○【雨宮教育長】 では、次に、報告事項5「要望書について」に移ります。

津田教育総務課長、お願いいたします。

○【津田教育総務課長】 要望は3件です。子どもたちが主権者の社会科教育を求める会より、「2025年度使用開始の中学教科書審議会・同調査研究委員会の『報告書』等作成の際、公民分野の一部の社が防衛省の広報誌化し“軍拡肯定”の記述をしている事実を正確に明記頂き、対案も載せて頂きたい等の要望書」を頂いております。

また、市民の方より、「国立第二小学校校庭への桜の古木の本移植の安全確認について」を頂いております。

最後に、市民の方より、「自由社（歴史・公民）、育鵬社（歴史・公民）、令和書籍（歴史）の教科書を採択しないことを求めます」を頂いております。

説明は以上となります。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。報告が終わりました。まず、1点目について事務局より補足説明はございますでしょうか。

荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 それでは、本要望の趣旨について、ご説明させていただきます。

まず6点ございます。1点目が、政治色の濃い調査項目を設定している「都教委調査研究資料」、これにつきましては、中学校教科用図書審議会・同調査研究委員会の報告書等の参考にはしないこと。2点目が、社会科の教科用図書で東京書籍を採択した際は、憲法9条の関連や集団的自衛権について、政府見解や自民党等の政策に沿う記述の分量が多すぎるために、授業で逆の考え方を補強して取り扱うようにすること。3点目は、社会科の教科用図書で東京書籍を採択した際は、「沖縄と基地」の項目の授業で、米兵3名による小6少女強姦事件について取り扱うようにすること。4点目が、社会科の教科用図書で東京書籍を採択した際は、「世界と協力する日本」の項について、政府の軍拡政策を受け入れる記述に対し、授業で反対意見を補強して取り扱うこと。5点目が、社会科の教科用図書で東京書籍以外を採択した際は、東京書籍の「経済分野で国際的に活動できる仕組み」及び「沖縄復帰 50 年と日本と世界の平和」、その項目に記載されている平和教育に役立つ内容を補充教材として使用すること。6点目が、教育出版を採択した場合は、政府の主張や政策を正当化する記述が多いため、実際の授業で逆の考え方を補強して取り扱うことでございます。

事務局の見解を申し上げます。

現在、令和7年度使用中学校教科用図書採択事務の最中でありますので、特定の教科書会社の記述等に言及することは差し控えますが、本市においても平和教育については大事にしているところでありますので、授業において適切に実施してまいります。教科用図書の記述以外の補足的な説明等については、各校の生徒の実態等に鑑み、担当教員の判断で適宜実施してまいります。

以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

まず、今、事務局からあったように、採択の作業中ですから、個別のことを仮定の下での答弁というのはやはりできないと思います。こういうことを要望されていますけど。仮のことについてお答えはできないと思います。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、続いて、2件目について、事務局より補足説明はございますでしょうか。

島崎教育施設担当課長、お願いいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 要望書では、第二小学校敷地内での既存樹木の移植に関する安全確認についてのご意見と、要望事項として5点について教育委員会定例会での説明・報告することをご要望いただいております。

要望事項に沿ってご説明させていただきます。1点目、つづくつながるくにたちみらいの杜プロジェクト（以下「プロジェクト」といいます）が移植の安全性確保について、これまでどのように説明しているのかを明らかにしてください。2点目、プロジェクトから5月25日に移植工事要望のあった移植計画書は提

出されたのですか。その中の安全性確保についての内容を明らかにしてください。3点目、これまでの倒木事故の教訓は、二小への本移植の計画に、どのように取り入れられているのですか。4点目、現時点で、教育委員会事務局は、客観的な安全性が確認できたと判断されているのでしょうか。その場合根拠を説明してください。5点目、真夏に向かって6月から7月に桜の古木を本移植することについて、適正な移植時期なのかどうか、和田樹木医のご見解を伺って報告してくださいとのことです。

事務局の見解を申し上げます。1点目、プロジェクトの移植の安全性確保の説明についてです。今回の移植事業は仮移植と本移植に分かれておりますので、それぞれご説明いたします。

まず、仮移植について。次の対策を行った旨の説明を受けております。5月の仮移植時において、対象樹木の樹高を切りつめ、根杭、支柱を設置。7月に南側仮置き樹木への支柱を追加。8月に一部の樹木を校庭側につようワイヤー等を設置。

本移植について。二小は児童の生活の場であり、移植に当たっては安全性の確保を前提とすることを共有しております。また、協議において、適正な安全対策を行う旨の回答を頂いております。

本移植に当たって、プロジェクトから計画素案の提出を受けております。計画書において安全対策として、寄せ植えを行う想定であるため、仮移植の際と同様に樹木及び周辺土中環境の健全度を高め、樹木全体と根の部分を支柱と根杭で支え、強度安定を図る。布がけ、八掛け支柱を応用し、高さ4メートルほど、直径10数センチ程度の原木丸太を樹木1本につき3本ほど用いる。長さ60センチから180センチまでの根杭を本移植樹木1本につき7から10本程度、それぞれの長さの半分から3分の2ほどを地中に打ち込み、重心を据える。本移植後は委嘱された樹木の根が活着したと確認がとれるまで、当該樹木の回りを一定の距離、人が立ち入らないように区画する。移植完了後に教育委員会や樹木医など、第三者の確認において安全対策が不十分と判断された場合は、速やかに補強を行うといった提案を頂いております。

2点目、移植計画書の提出及び内容でございます。5月25日には計画書の提出はございませんでしたが、6月11日付で本移植の計画書の提出を受けております。本計画書において、先ほどご説明いたしました安全対策を行うとのご提案を頂いております。

3点目、これまでの倒木事故の教訓についてです。第二小学校敷地内での本移植については、二小が児童の生活の場であることを踏まえ、実施に当たっては安全性の確保を最優先とすることとしております。移植に当たっては樹木診断を行い、優先度が高い樹木を委嘱の対象とすること。移植に当たっては、樹木医の意見を踏まえ、根拠に基づいた適切な安全対策を行うこととしております。具体的には教育委員会事務局としては、次の要望事項の4番目の回答内容に沿って移植を行うことが望ましいと考えております。

4点目、安全性の確保と根拠についてです。教育委員会事務局としては、専門的な知見を頂いている樹木医の見解を踏まえ、プロジェクトが提案している八掛け支柱及び根杭による安全対策については、適正であると考えております。しかしながら、移植の対象本数といたしましては、移植の対象面積の範囲が狭いことから、樹木医からの見解を踏まえ、枝、根の競合、採光及び活着への影響を考慮し、プロジェクトが提案している寄せ植え工法ではなく、1本を適切に移植すべきと考えております。

また、対象樹木の根鉢について。根鉢が大きいということは、細根が多いということなので、活着もしやすくなり、水をより多く吸い上げることができるので、生育にとっても望ましい。また、重心が下にあるので、倒木もしづらくなるとの見解を受けております。このような観点から、教育委員会事務局としては、根鉢について、落葉樹の標準とされる、幹径の5倍の幅や一定の鉢の深さに留意するべきと考えております。その他、樹木医からは、移植した樹木が活着し、安定するまでは5年程度の養生が必要との意見を頂いており、プロジェクトと対応を協議してまいりたいと考えております。

5点目、樹木の移植を行う時期に関する樹木医の見解についてです。樹木医の見解においては、6から7月は落葉樹である桜の移植に向けた時期を外しているとのことでした。しかし、候補となる樹木の枝葉を確認いただいたところ、根の状態は良好と考えられ移植が可能な状態とのことでした。また、移植を行うに当たっては根の乾燥を防ぐため、迅速な作業を行うことが根の活着につながるという見解を頂いております。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 樹木医からの指導というのですかね。それを第一に考えてということが文面で読み取れるのですけれども、具体的に言うと、5年程度の養生が必要という意見があるということですね。

協定書だと、1年たった後、移植後1年後、また改めてそこで話し合いをすることになっているのですけれども、この5年を見据えたということが必要になってくるのかなという感想を持ちます。

あと養生の内容なのなのですが、これは緑化センターに行って聞いたところによると、これは前の定例会でも言ったのですが、春夏秋冬、その四季で1回ずつ年間4回、見地のある人がそれを見て、年に1回の樹木医の診断ということを言われていました。

この間の一般質問でたまたま聞いていたのですけれども、国立市の構造というのですか、基盤整備担当とそれから生活環境ですか、分かれていて、それから学校の樹木はまた教育委員会ということで、その横の連携ができないかなと感想で思いました。今日は時間もないので問題提起として言っておきますので、回答はいいです。

それで、実はこんなことがあったのです。今、第三公園で、桜の木が、触るとぼろぼろぼろ落ちるのがあって、気になって電話したのですね。そうしたら担当の課につながれて、では見ますと。その日のうちに電話がかかってきて、あれはこれこれしかじかでこうなっているけれども、倒木の心配はないと、大丈夫ですという回答が返ってきたのですね。だからそういう見解を持っている担当者が市にいて、何とか横の連携で、校内にもそういう人が立ち入って、チェックをしてくれるということが養生かなと思いました。

それから、これは樹木医が判断しているので、それを私が言うことは、もう釈迦に説法だと思うのですが、一応確認のためになのですけれども、割とここにも書かれているように、移植を想定している場所が狭いので、木と木の間、既存の木の根がどうなっているのかなと。そこに移植をするというのは結構大変なことなのかな。というのは、すみません、今日たまたまこれ図なのですが、これは緑化センターの次長が描いてくれたやつで、こうやって移植はするものだというので、図を描いてくれたのですけれども、結局ここに根鉢があって、ここをずっと柔らかく耕して、そして何が大切かというと、透水性、浸み込んでいく水。それから排水性。それが必要なのだよと。だから結構この図を見ると、根鉢の回りを柔らかくしているので、こういうことが必要だということは言っていました。

それは根回しをしたという前提があるので、一応この図を見ると、埋まっている形になるのですね、上に。マウンド上にはぽこっと出るのでしょうけれども、一応埋まっている形の図を描いてくれました。樹木医がいるので、これはさっきも言ったように、重々ご存じのことかとは思いますが、その辺のことと、あと一応八掛けでオーケーだということなのですけど、工法としてはこれも緑化センターの次長が書いたのですが、八掛けの方法もあるし、この四脚鳥居という方法もあるし、それは樹木医と

相談して、そのとおりにやっていく。その判断でということでした。

あと、横に移植した場合ですけれども、横に小道というのですかね、それがあると思うのですが、もしかしたら連動してその小道の形状も、形状というか道の流れというかな、その位置も変わってくる可能性もあるのかなと思います。

それから、安全第一ということで倒木の危険性を避けるために、ちょうど通学路のすぐ脇になっているので、万が一地震とか何かで倒れたときのためのフェンスの強化ですね。万が一倒れたときでもしっかりしたフェンスであることが必要かなという感想を持ちました。

今日は問題提起までで。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 問題が出てきたときにも何回も申し上げてはいるのですが、やはり小学校の校庭というところですので、安全第一ということが、どういうことにも優先されて考えられるべきだと思っています。

桜の木を大切に、それを未来にどうつなげていくかということ、二小の生徒さんたちにも考えているということでしたので、その気持ちを大切にすることと、この安全性の両立を、今回樹木医の方のコメントというかアドバイスを頂戴していますので、それを基にきっちりやるのが大切かなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 やっぱり子どもたちの命を守るために、安全の確認というのはすごく大事ですし、この移植が進んでいく段階でもさらに心配なことが出てくると思うのです。ただ、そのときに本当に専門家の意見を聞きながら、そういった心配を払拭できるようにしていただければと思います。

とにかく専門家の方をお願いするしかないですし、この要望を出された方たちのまた安全に対する心配はよく分かりますので、この後もまたこれは一体どうなっているのかという、そういった確認の声は上げていただいて、それに対して1つ1つ丁寧にお答していくことが大事だと思います。皆さんが二小の子どもたち、二小の桜のことを考えてくださることはよく分かりましたので、今後ともよろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、3件目の要望書についてということでございますけれども、この要望書に関しては、第1回の教育委員会臨時会で予定されている、教科書採択の議案に関わるもので、前例に倣ってこの場での意見等の取扱いはしないということにしたいと思っておりますけれども、その取り扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。そのように取り扱わせていただきたいと思います。ありがとうございます。

よろしければ、秘密会以外の審議案件は全て終了いたしました。ここで次回の教育委員会の日程を決めておきます。どのようになりますでしょうか。

橋本教育部長、お願いいたします。

○【橋本教育部長】 次回第7回定例会でございますが、7月23日火曜日、午後2時から。会場は市役所

3階第四会議室、本日と同じところを予定しております。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございました。それでは、傍聴の皆様、大変お疲れさまでございました。

午後5時12分閉会